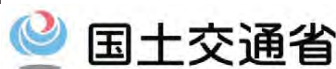


国土交通省 提出資料

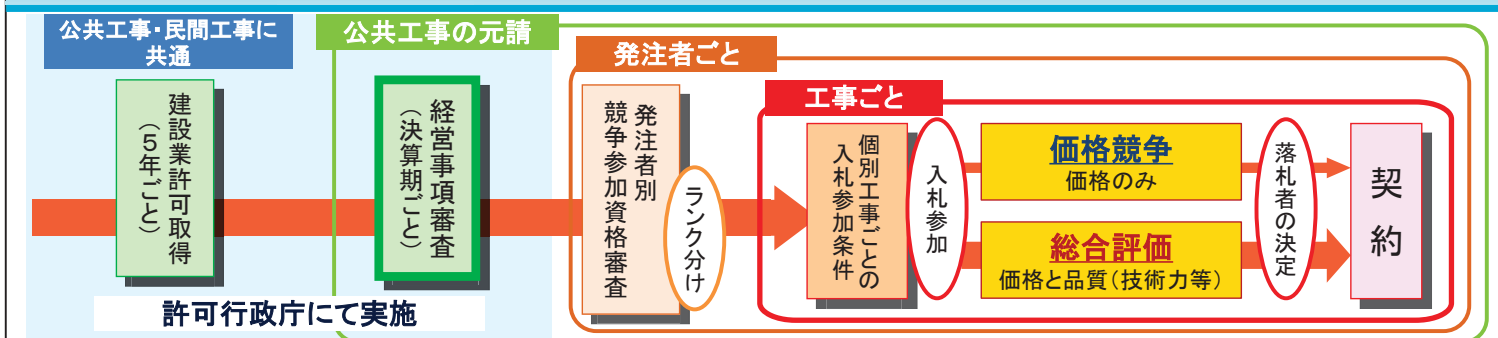
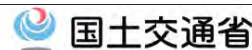
(1) 経営事項審査の制度概要

平成29年5月25日



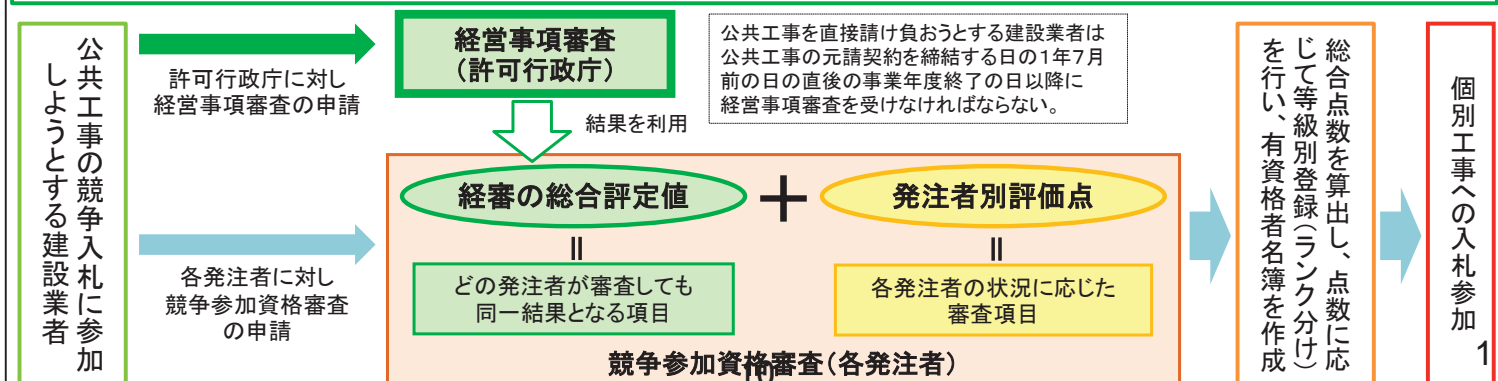
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

公共工事の入札・契約までの一般的な流れと経営事項審査の概要



経営事項審査の意義(発注者のランク分けの基礎資料)

- 各発注者がランク分けで審査する事項のうち、基本的にどの発注者が審査しても同一結果となる事項について、許可行政庁が全国統一の客観的な指標で一元的に評価
→ **ランク分けの透明性・公平性の確保に寄与**
- 審査結果は、どの発注者でも利用可能であり、発注者ごとの審査事務の重複・負担を大きく軽減
→ **発注者・受注者双方の利便に貢献**



公共工事を直接請け負おうとする建設業者は公共工事の元請契約を締結する日の1年7月前の日の直後の事業年度終了の日以降に経営事項審査を受けなければならない。

○ 競争参加資格審査において、経営事項審査の点数をどのように活用するかは各発注者に委ねられているが、7割以上の公共発注者において経営事項審査が活用されている。

■ 競争参加資格審査における経営事項審査の活用状況

		経審+発注者別評価点	経審のみ	経審使用せず	その他
国		6	11	0	2
		31.6%	57.9%	0.0%	10.5%
特殊法人等		8	7	0	107
		6.6%	5.7%	0.0%	87.7%
地方公共団体	都道府県	47	0	0	0
		100.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	指定都市	17	3	0	0
		85.0%	15.0%	0.0%	0.0%
	市区町村	662	498	12	335
43.9%		33.0%	0.8%	22.3%	
小計	726	501	12	335	
	46.1%	31.8%	0.8%	21.3%	
計		740	519	12	444
		43.1%	30.3%	0.7%	25.9%

合計：73.4%

出典：「入札契約適正化法に基づく実施状況調査(平成28年度調査)」

経営事項審査の審査項目

完成工事高(X1)及び技術力(Z)を、建設業法に基づく29の許可業種別に審査し、業種別に総合評定値(P)を算出

項目区分		審査項目	最高点/最低点	ウェイト
経営規模	X 1	完成工事高(許可業種別)	最高点:2,309点 最低点:397点	0.25
	X 2	自己資本額 利払前税引前償却前利益	最高点:2,280点 最低点:454点	0.15
経営状況	Y	①負債抵抗力 ②収益性・効率性 ③財務健全性 ④絶対的力量	最高点:1,595点 最低点:0点	0.20
技術力	Z	元請完成工事高(許可業種別) 技術職員数(許可業種別)	最高点:2,441点 最低点:456点	0.25
その他審査項目 (社会性等)	W	①労働福祉の状況 ②建設業の営業継続の状況 ③防災活動への貢献の状況 ④法令遵守の状況 ⑤建設業の経理の状況 ⑥研究開発の状況 ⑦建設機械の保有状況 ⑧国際標準化機構が定めた規格による登録の状況 ⑨若年の技術者及び技能労働者の育成及び確保の状況	最高点:1,919点 最低点:0点	0.15
総合評定値	P	$0.25X1 + 0.15X2 + 0.20Y + 0.25Z + 0.15W$	最高点:2,136点 最低点:281点	

経営状況 (Y)

- ①負債抵抗力：純支払利息比率・負債回転期間
- ②収益性・効率性：総資本売上総利益率・売上高経常利益率
- ③財務健全性：自己資本対固定資産比率・自己資本比率
- ④絶対的力量：営業キャッシュフロー・利益剰余金

経営状況(Y)の算式と意味

★ 経営状況の評点は、下記の8比率を計算し、この数値を総合して算出します。

比率項目		計算式	上限値 下限値	意味
負債抵抗力	X1 純支払利息比率	$\frac{\text{支払利息}-\text{受取利息配当金}}{\text{売上高}} \times 100$	-0.3% 5.1%	売上高に対する純粋な支払利息の割合を見る比率で低いほどよい。
	X2 負債回転期間	$\frac{\text{流動負債}+\text{固定負債}}{\text{売上高} \div 12}$	0.9ヶ月 18.0ヶ月	負債総額が月商の何ヶ月分に相当するかを見る比率で低いほどよい。
収益性	X3 総資本売上総利益率	$\frac{\text{売上総利益}}{\text{総資本(2期平均)}(*)} \times 100$	63.6% 6.5%	総資本に対する売上総利益の割合、つまり投下した総資本に対する売上総利益の状況を示す比率で高いほどよい。
	X4 売上高経常利益率	$\frac{\text{経常利益}}{\text{売上高}} \times 100$	5.1% -8.5%	売上高に対する経常利益の割合、つまり企業の経常的経営活動による収益力を示す比率で高いほどよい。
財務健全性	X5 自己資本対固定資産比率	$\frac{\text{自己資本}}{\text{固定資産}} \times 100$	350.0% -76.5%	設備投資などの固定資産がどの程度自己資本で調達されているかを見る比率で高いほどよい。
	X6 自己資本比率	$\frac{\text{自己資本}}{\text{総資本}} \times 100$	68.5% -68.6%	総資本に対して自己資本の占める割合、つまり資本蓄積の度合いを示す比率で高いほどよい。
絶対的力	X7 営業キャッシュフロー	$\frac{\text{営業キャッシュフロー}(**)}{100,000}$ (2期平均)	15.0億円 -10.0億円	企業の営業活動により生じたキャッシュの増減をみる比率で高いほどよい。
	X8 利益剰余金	$\frac{\text{利益剰余金}}{100,000}$	100.0億円 -3.0億円	企業の営業活動により蓄積された利益のストックを見る比率で高いほどよい。

(*) 総資本(2期平均)が3000万円未満の場合は、3000万円とみなして計算する。

(**) 営業キャッシュフローの計算式は次のとおり。

経常利益+減価償却実施額-法人税住民税及び事業税+貸倒引当金増減額
± 売掛債権増減額 ± 仕入債務増減額 ± 棚卸資産増減額 ± 未成工事受入金増減額

売掛債権 = 受取手形 + 完成工事未収入金

仕入債務 = 支払手形 + 工事未払金

棚卸資産 = 未成工事支出金 + 材料貯蔵品

経営状況点数(A)

$$A = -0.4650 \times (X1) - 0.0508 \times (X2) + 0.0264 \times (X3) + 0.0277 \times (X4) + 0.0011 \times (X5) + 0.0089 \times (X6) + 0.0818 \times (X7) + 0.0172 \times (X8) + 0.1906$$

(小数点第3位を四捨五入)

経営状況の評点(Y)

$$Y = 167.3 \times A + 583$$

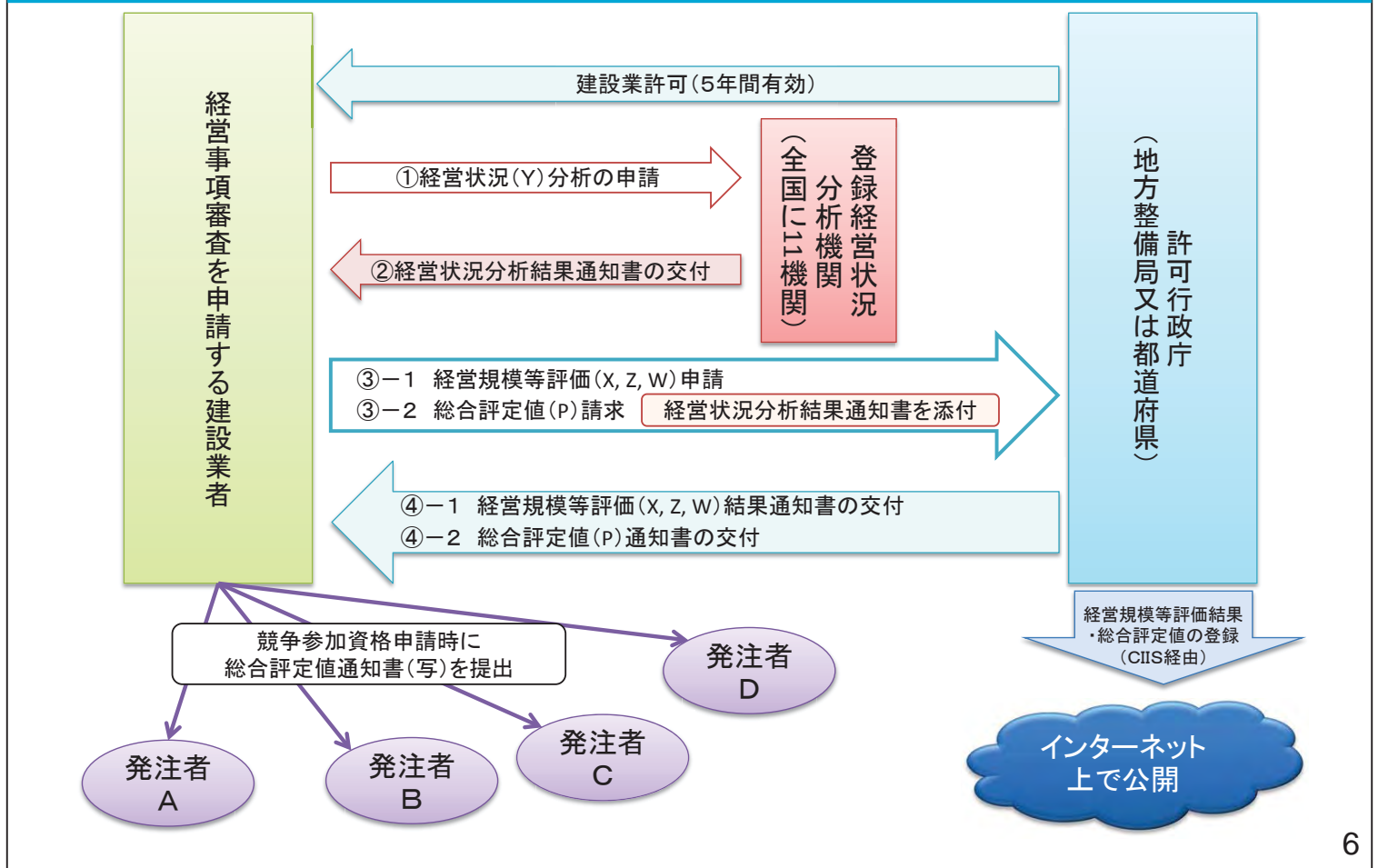
(小数点第1位を四捨五入)
 最高点: 1,595点
 最低点: 0点

(注) ↑: 高い方がよい数値 ↓: 低い方がよい数値

経営事項審査におけるその他の審査項目(社会性等)(W)の詳細

評価項目	最高点	最低点	項目導入時期
W1: 労働福祉の状況	45	-120	-
雇用保険未加入	0	-40	平成6年
健康保険の未加入	0	-40	平成6年
厚生年金保険の未加入	0	-40	平成6年
建退共加入	15	0	平成6年
退職一時金もしくは企業年金制度の導入	15	0	平成6年
法定外労災制度への加入	15	0	平成6年
W2: 建設業の営業継続の状況	60	-60	-
建設業の営業年数	60	0	平成6年
民事再生法又は会社更生法の適用の有無	0	-60	平成23年
W3: 防災活動への貢献の状況	15	0	平成18年
W4: 法令遵守の状況	0	-30	平成20年
W5: 建設業の経理の状況	30	0	-
監査の受審状況	20	0	平成20年
公認会計士等数	10	0	平成6年
W6: 研究開発の状況	25	0	平成20年
W7: 建設機械の保有状況	15	0	平成23年
W8: 国際標準化機構が定めた規格による登録の状況	10	0	平成23年
W9: 若年の技術者及び技能労働者の育成及び確保の状況	2	0	平成27年
合計(A)	202	0	
W評点(A × 10 × 190 ÷ 200)	1,919	0	

$$\text{総合評定値(P)} = 0.25X_1 + 0.15X_2 + 0.20Y + 0.25Z + 0.15W$$



劇的な進展を遂げるAI、IoTなどのイノベーション、確実に到来する労働力人口の減少といった事態を正面から受け止め、10年後においても建設産業が「生産性」を高めながら「現場力」を維持できるよう、法制度はじめ建設業関連制度の基本的な枠組みについて検討を行うため、学識経験者、民間有識者、建設業関連団体から構成される「建設産業政策会議」を設置（座長：石原邦夫 東京海上日動火災保険相談役、座長代理：大森文彦 弁護士・東洋大学法学部教授）。また、「建設産業政策会議」のもとに、3つのWG（法制度・許可WG、企業評価WG及び地域建設業WG）を設置。

【主な検討事項】

- 人口減少や高齢化、AIやIoTなどのイノベーションの進展を受けた、10年後の建設市場のあり方
- 確実に到来する労働力人口の減少を見据えた、建設業の担い手確保の取組
- 他産業との比較も踏まえた、建設業における生産性向上や働き方改革の取組
- 建設業に関連する制度の基本的枠組みの再検討
- 後継者難等が懸念される地方建設企業が、今後も「地域の守り手」として活躍し続けるための環境整備

【スケジュール】

- 第1回：平成28年 10月11日
- 第2回： 12月22日
- 第3回：平成29年 1月26日
- 第4回： 3月16日
- 本年6月頃目途：とりまとめ



- 建設産業政策会議のもとに設置された企業評価ワーキンググループでは、事業者と許可行政庁の双方の負担を軽減し、生産性向上と働き方改革を推進すること重要であることから、建設業許可や経営事項審査の申請手続について、電子申請や申請時に必要となる書類の簡素化を行う方向で検討を進めている。
- その際、必要な審査精度を保てるよう十分な配慮が必要であり、虚偽申請への対策も併せて検討していく必要がある。

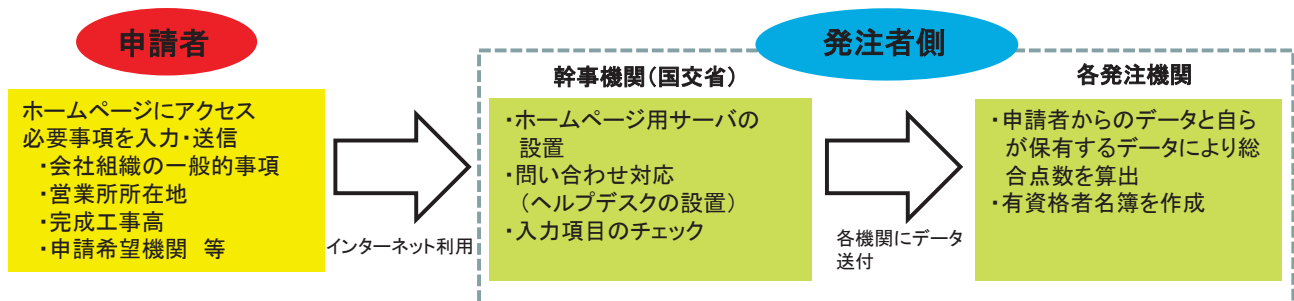
(2) 競争参加資格に係る手続きについて

- 各発注機関において「予算決算及び会計令」に基づき工事の内容や発注状況等を踏まえ、競争参加資格を定め、運用しているところ。
- 従来、各発注機関ごとに定められていた競争参加資格の申請書類について、申請業者の事務負担の軽減と行政事務の合理化を図るため、中央公共工事契約制度運用連絡協議会を通じて、各府省等の申請書類を統一化する取り組みを行っている。
- 平成10年度から国土交通省（旧建設省）でインターネット一元受付システムの運用を開始し、平成16年度からは、各府省等も参加して申請窓口を一本化している。

【申請者のメリット】

- 申請者はサイト上で必要事項を入力・送信すれば、ひとつのデータで全ての希望機関に申請ができ、希望機関ごとの申請は不要。
- 国土交通省では発注者側が保有するデータを活用するため、申請者において、納税証明書以外の書類は提出不要。
- 申請受付期間中であれば、何度でも申請データの削除、再申請が可能。

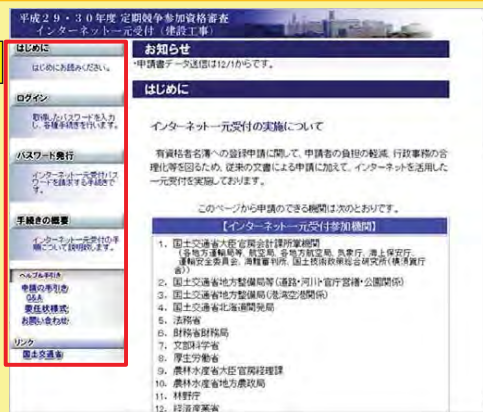
【インターネット一元受付による資格審査の流れ】



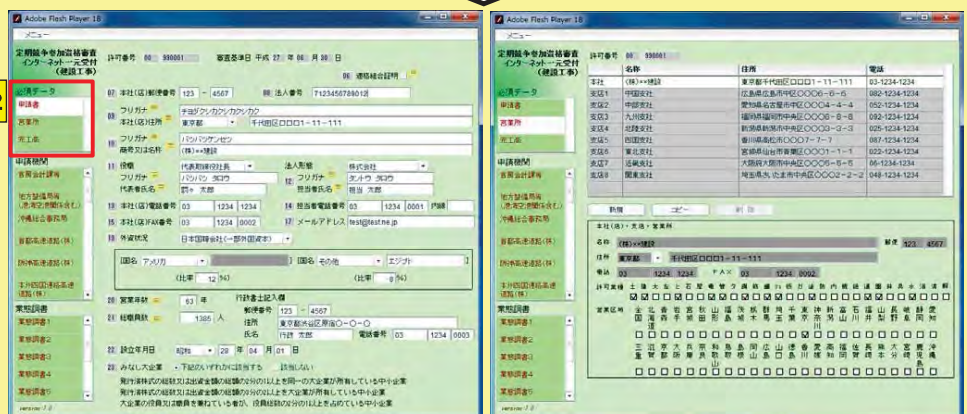
【インターネット一元受付システムの申請入力の流れ】

共通項目

1. インターネット一元受付ホームページへアクセス。



2. 「申請書情報」、「営業所情報」、「完工高情報」をそれぞれ入力。



※入力補助機能有り (前回の入力データを呼び出すことも可能。)

個別項目

3. 申請を希望する機関の個別ページで「申請を希望する部局」等を入力。

3



4. 申請を希望する機関に必要な業態調査を入力。

5



5. 最終的に全ての入力が終わった後に左上「メニュー」項目から「申請書送信」ボタンを押せば申請終了。

4

(参考)中央公共工事契約制度運用連絡協議会(中央公契連)概要

1. 設 立：昭和58年(会長 国土交通省大臣官房長)
2. 目 的：公共工事に関する契約制度の運用の合理化を図るため、発注機関相互の連絡調整等を行うとともに、必要な調査研究等を行い、もって公共工事の適正な施行に寄与すること
3. 会 員：中央省庁13機関、独法等18機関
4. 事務局：国土交通省大臣官房地方課
5. 主な活動内容
 - 指名停止措置モデルの作成
 - 低入札価格調査基準モデルの作成
 - 競争参加資格審査における統一様式等の作成
 - 指名停止及び低入札価格調査のメーリングリストの開設

【会員】

(中央省庁13機関)

- ・内閣府
- ・宮内庁
- ・法務省
- ・財務省
- ・文部科学省
- ・厚生労働省
- ・農林水産省
- ・国土交通省
- ・環境省
- ・防衛省
- ・最高裁判所
- ・衆議院
- ・参議院

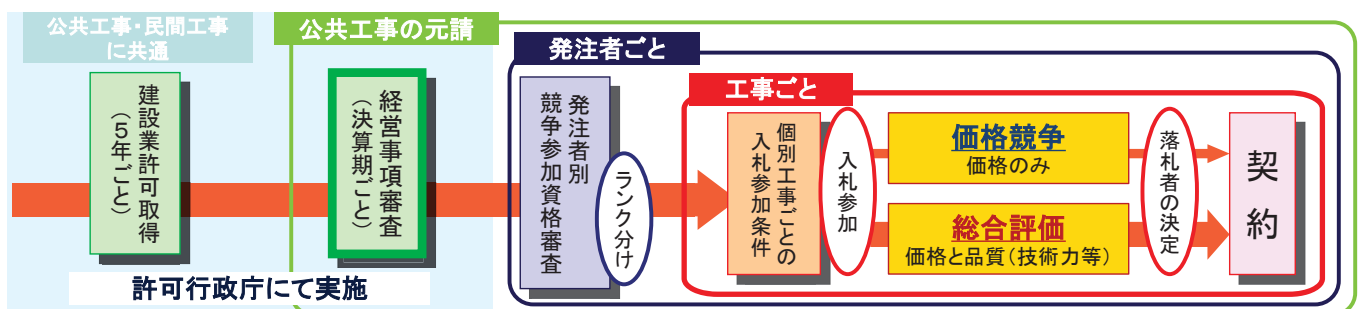
(独法等18機関)

- ・水資源機構
- ・中小企業基盤整備機構
- ・森林総合研究所
- ・鉄道建設・運輸施設整備支援機構
- ・成田国際空港株式会社
- ・東日本高速道路株式会社
- ・中日本高速道路株式会社
- ・西日本高速道路株式会社
- ・首都高速道路株式会社
- ・阪神高速道路株式会社
- ・本州四国連絡高速道路株式会社
- ・都市再生機構
- ・中間貯蔵・環境安全事業株式会社
- ・日本下水道事業団
- ・高齢・障害・求職者雇用支援機構
- ・労働者健康安全機構
- ・日本郵政株式会社
- ・新関西国際空港株式会社

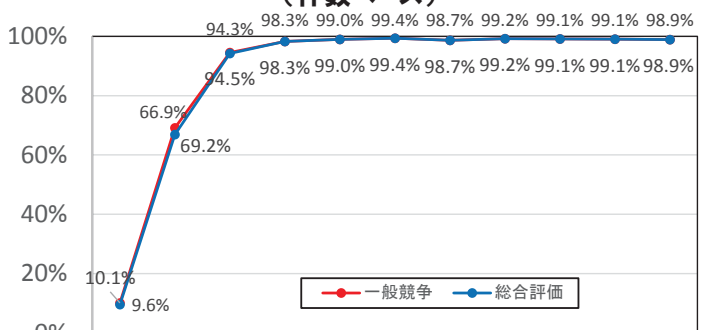
(3) 国土省が進めている、入札手続き簡素化の取組

公共工事の入札・契約までの一般的な流れと総合評価落札方式の実施状況

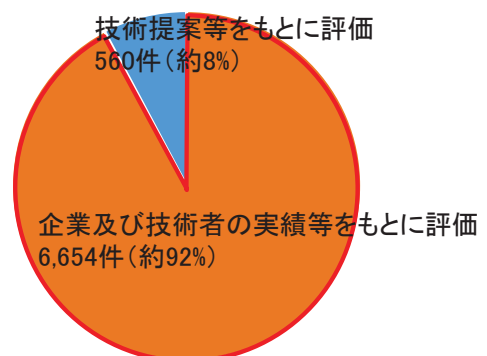
- ▶ 平成17年度に品確法が施行されて以降、国土交通省直轄工事においては、総合評価落札方式を拡大し、現在は、原則、総合評価落札方式を適用。
- ▶ 総合評価においてH27は年間約7,000件の工事発注のうち、約9割以上の工事において、企業及び技術者の過去の実績等をもとに評価する評価手法を適用。



国土交通省直轄工事における一般競争及び総合評価の実施率 (件数ベース)



総合評価落札方式の実施状況(H27)



1. 発注見通しの公表

国、地方公共団体においては、当該年度に発注予定の工事について、予算成立後速やかに発注見通しをインターネット等で公表

2. 電子入札システムの実施

競争参加資格要件などの入札情報の取得から、入札までの一連の手続きについて、発注事務所に通わずともインターネットを通じて実施することが可能

3. 書類の簡素化

個別工事において、競争参加者の提出資料を簡素化し、受発注者の負担を軽減

・簡易確認型 等



これらの取り組みを地域発注者協議会等(※)を通じて地方公共団体へも拡大

※発注者間の連携調整を図るため地域ブロック毎に組織し全ての市町村が参画

提出資料簡素化の取り組み(簡易確認型)

- 競争参加資格確認資料についてこれまで約15種類、70枚程度(※実績)提出していたが簡易技術資料1枚の提出に改め、評価値を算定する取組。具体的には、評価値上位3者を落札候補者として競争参加資格確認資料【詳細技術資料】の提出を求め、簡易技術資料の内容を確認。
- 競争参加者には資料作成に係る負担軽減、発注者には技術審査に係る事務量の軽減が期待。
- H28年度下半期より試行を開始し、H29年度は取り組みをさらに拡大。

